

任期制助手の任用等に関する細則

2011年11月16日	大学評議会承認
2011年12月9日	常務理事会承認
2012年2月24日	臨時理事会承認
2013年2月22日	臨時理事会承認
2014年5月23日	定期理事会承認
2021年12月17日	定期理事会承認

(目的)

第1条 この細則は、「任期制教員の任用に関する規程」に則って任用される任期制助手（以下、「助手」という。）の任用等につき必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事できる者でなければならない。

(任期)

第3条 大学の教員等の任期に関する法律第4条第1項1号または第3号のいずれかに該当する場合、助手の任用において任期を定めることができる。

2 助手の任期は3年以内とし、再任は1回2年以内とする。

3 助手の契約期間は、各年4月に始まり1年を単位として定める。

4 前項の規定にかかわらず、やむをえず年度途中で任用される助手の任用初年度については、当該年度末をもって1年とみなすものとする。

5 就任1年以上経過したのち、助手は理事長に申し出ることによって、退職することができる。

(任用手続等)

第4条 助手の選考には、原則として本学教員選考基準を適用する。

2 助手の任用は、学部（含む教養教育センター）の教授会で発議し、大学評議会の承認を得るものとする。なお、国際平和研究所助手については、「明治学院大学国際平和研究所規程」に定める。

3 助手の再任は、旧任期の最後の学期に開催される評議会で審議される。

(所属・職務)

第5条 助手は、第2条で定められた業務に加え、次の業務を担当するものとする。

(1) 入学試験関連業務

(2) 定期試験業務

(3) 所属長の指示に基づく講義・演習・実習等の補助業務

(4) その他所属長の指示に基づく業務

(研究活動)

第6条 助手は、個人で行う研究について、文部科学省・日本学術振興会の科学研究費助成事業（科研費）に応募することを希望するときは、所属長が研究経歴等を勘案し、適当と判断した場合は、職務に支障のない範囲で研究活動を行うことができる。

2 前項の研究拠点は所属の研究所等とする。

(就業規則の適用)

第7条 助手には、特に定めのある場合を除き、「学校法人明治学院就業規則」を適用する。

(給与)

第8条 助手の給与は、年俸制とし詳細は別に定める「任期制教員給与規程」による。

(所管)

第9条 この細則に基づく任期制教員の受入および契約等に関する業務は、人事部人事課がこれを所管する。

(細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は、大学評議会および理事会の議を経なければならない。

付 則

- 1 この細則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 この細則は2013年2月22日から施行する。(第3条の再任期間を変更。)
- 3 この細則は、2014年5月23日から施行する。(第5条第1項第3号および第6条(研究活動)を追加し、以下条番号を繰り下げた。)
- 4 この細則は、2021年12月17日から施行する。(第3条1項の追加)